

9月 定例会

ヒートアイランド対策推進都市宣言に関する決議を
全会一致で可決
熊谷市自治基本条例などを可決

九月市議会定例会は、九月四日から九月二十五日までの二十二日間を会期として開かれました。
この議会では、「熊谷市自治基本条例」などの市長提出議案十四件を審査し、すべて原案どおり可決しました。
また、「感謝決議」及び「ヒートアイランド対策推進都市宣言に関する決議」などの議員提出議案十六件を原案可決しました。さらに、市民の方から出された請願二件を審査しました。

九月定例会の概要

初日（九月四日）の本会議では、市長から「日本一暑いまちとして全国の注目を浴びた本市にとって、暑いけれども活気にあふれ、健康で快適に過ごせるかどうか、今後のまちづくりの一つの方向でもある。現在、本市らしさのある施策の検討を進めている。環境や健康といった分野にとどまらず、暑さを活用した産業といった分野なども含め、整理しているが、実現には市民皆様の参加が必要となるものも多いと考えている。
今回の補正予算案は、緊急に対応を要する経費及び国・県補助金の内定に伴う事業費等を補正するものである。一般会計補正予算の主なものは、議会費では、議員控室の

インターネット接続工事等の経費、総務費では、庁舎西側駐車場の混雑緩和のため、庁舎北側に駐車場を整備するための経費を追加するほか、市民活動支援センターを新たに設置するための整備等に要する経費、教育費では、「問題を抱える子ども等の自立支援事業」に取り組むための経費等を計上するものである。
また、特別会計では、老人保健特別会計及び土地区画整理事業特別会計の二つの会計において、それぞれの所要額を計上している。
一般議案では、市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とし、本市の新しい自治の基本原則を定める『熊谷市自治基本条例』をはじめ、市民活動を支援、促進するために新たに設置す

る『熊谷市市民活動支援センター条例』などを提案している。』旨が述べられました。
七日の本会議では、条例案や補正予算案に対する質疑が行われました。そして、各議案及び請願が、所管の常任委員会に付託されました。なお、熊谷市、旧江南町等の平成十八年度の各会計歳入歳出決算は、議会閉会中に審査されることになりました。

十日には、総務文教常任委員会及び福祉環境常任委員会において、また、十一日には、市民産業常任委員会及び都市建設常任委員会において、付託された議案等について審査が行われました。

十四日、十八日、十九日の三日間は、二十二人の議員による市政に関する一般質問を行いました。

最終日（二十五日）の本会議では、各常任委員長から案件審査の経過及び結果が報告され、質疑、討論を行い、市長提出議案をすべて原案どおり可決しました。

また、議員提出議案二件を原案どおり可決しました。そして、九月定例会は閉会しました。

可決された主な議案

◇熊谷市自治基本条例
市民主体のまちづくりを推進し、豊かで活力ある地域社会の実現を図るため、自治の基本原則等を定めるものです。

◇熊谷市自治基本条例審議会条例
熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営について定めるものです。

◇熊谷市市民活動支援センター条例
熊谷市市民活動支援センターの設置及び管理について定めるものです。



平成20年3月オープン予定の
市民活動支援センター(曙町)